

平成 29 年度 法改正情報 厚生年金保険法

平成 29 年 4 月 1 日改正

60 歳から 64 歳までの方の支給停止調整変更額	47 万円⇒46 万円
65 歳以上の方の支給停止調整額	47 万円⇒46 万円

前年度との変更なし

(60 歳台前半の在職老齢年金)

60 歳から 64 歳までの支給停止調整開始額と支給停止調整変更額

支給停止調整開始額	28 万円
支給停止調整変更額	47 万円⇒46 万円

(60 歳台後半の在職老齢年金)

支給停止調整額	47 万円⇒46 万円
---------	-------------